

光化門のてっぺんから眺めた世の中は？

[空に上がった人々 ④] 大統領が変わることのほかに、期待することができるのか
ホ・ヨング（平等労働者会 代表） 2017年5月4日

2017年4月14日、光化門駅7番出口にあるセグアンビル屋上の広告塔に6人の労働者が上がった。この人々は食を断って水と塩だけで一日一日を堪えている。どうして高空に上がって断食までする極端な選択をしなければならなかったのだろうか。〈プレシアン〉では高空断食座り込みをしている労働者、そして彼らを横で見守った人々の文章を通じて今の韓国社会で生きて行く労働者の生を語ろうと思う。

工場と職場から整理解雇され、街頭で闘争した労働者が高空断食座り込みに突入してからまる18日目だ。整理解雇撤廃、非正規職撤廃、労働3権争取「労働者民衆生存権争取のための闘争事業場共同闘争委員会（以下、共同闘争委員会）」所属の労働者6人が光化門の建物の電光板の上で、水と塩で命をつなぎながら高空断食座り込み中だ。5月初旬であるから昼は暑さに苦しむ。しかし夜には冷たい風が吹いてひもじい座り込み者をもっと縮こまらせる。5月1日JTBCが直接取材して報道したとおり、建物屋上の広告塔は非常に狭く、人々がまともに休息する空間さえない。

5月のゴールデンウィークが続く。空港と高速道路は旅に出る人々で賑やかで、季節は暖かくのどかな春の日だ。朴槿恵が弾劾・罷免・逮捕されれば暖かい春が来るという。しかし相変わらず労働者民衆の春は来ていない。社会のあちこちの積弊【長い間に積み重なった弊害】は清算されていないし、労働現場は相変わらず寒い冬である。127回目の世界メーデーが開かれた日、巨済三星重工業造船所では納品日に追われて働いていた下請労働者6人が崩れたクレーンの下敷きになって死んだ。資本の搾取が招いた野蛮な殺人行為であった。

保守政権は去年のろうそく闘争初期には、朴槿恵の秩序ある退陣を語った。そのうちに保守政権全体を吹き飛ばしてしまうろうそく抗争に驚き、急いで朴槿恵を弾劾した。その後、朴槿恵は罷免・逮捕され、バラの花咲く5月、早期大統領選挙に突入した。候補は一律に労働者が豊かに暮らす世の中を謳う幾多の公約を提示するが、一律に誠意が見えない。あまりに切迫して「今すぐ!」と叫ぶ労働者にとっては空腹感を覚えるだけだ。血の色で染まった産業現場にバラ色の未来はなかった。

1700万のろうそく抗争の過程で叫んだ積弊清算の見込みは見えない。大統領選挙が終わる前に朴槿恵の赦免話が出た。労働のための公約を振りまきながら一方で構造調整を語っている。サード配備に対して曖昧な立場を取っていたが保守票を得るために党論を替え、曖昧さも戦略だと言ううちに、星州ソソン里には韓国警察が村の住民たちを暴力的に隔離する中で在韓米軍が満面に笑みを浮かべてサード発射台を進入させた。何が変わろうか？ 高空断食座り込みを主導している「共同闘争委員会」は、選挙による投票行為は『資本体制を合法的に容認する手続き的民主主義』であるだけとして、『労働悪法にけりをつけ、労働者民衆の凄絶な要求を闘争によって闘いとるために高空ハンストろう城に立つ』と明ら

かにした。これまで労働者は現場で使用者の不当労働行為と対決して凄絶な闘争を続けて来た。歴代政権の労働法改悪に対抗して「労働法改悪阻止と改正闘争」を展開して来た。しかしもう根本的な闘争を展開する時だ。朴槿恵一党を憲法に違反した罪で処罰しているように政権と資本の労働弾圧行為を憲法 1 条(主権在民)、憲法 10 条(人間の尊厳)、憲法 33 条(労働 3 権)に根拠して違憲と内乱行為で処罰しなければならない。

ろうそく抗争でセヌリ・朴槿恵政権が没落したにもかかわらず、3 年を経たセウォル号惨事の真実はまだ明かされていない。政権が組織的に特別調査委員会活動を妨害し解体させたし、真実糾明を妨害して隠蔽した者たちむしろ出世した。蔚山現代重工業の非正規職労働者が『大量解雇・構造調整の中断、労働界ブラックリスト廃止』を叫んで高空座り込み中だ。LGU プラス実習生と甲乙オートテック労働者が労働搾取と労働弾圧に耐え切れず相次いで命を絶った。とうとう非正規下請労働者がメーデーの日にも工場で働いていて惨禍にあった。労働者民衆の生は何も変わりがないか、より切迫して行く。

IMF 為替危機の当時である 1998 年初めに、金大中政府の時に導入した整理解雇制度によって多くの労働者が解雇されている。それさえも解雇を制限するように規定した「労働基準法」23 条(解雇などの制限)、24 条(経営上の理由による解雇の制限)も無力化された。「正当な理由」、「差し迫った経営上の理由」なしに解雇することができないという明白な条項は政権(労働部、警察、検察、裁判所)と資本によって踏みにじられている。当時、民主労総は「差し迫った経営上の理由」がない限り「解雇を制限する」という甘言にだまされて労使政合意の陥穽に落ちた。しかし 10 年以上闘ってきたコルトコルテック労働者の事例で見ると守旧保守資本家の利害を代弁する最高裁判所は「未来に差し迫る可能性のある経営上の理由」を押し立てて整理解雇を正当化した。憲法はもちろん、労働基準法までも無視する最高裁判所は解体すべきである。

2006 年末、盧武鉉政権の時に導入した「期間制及び短時間勤労者保護に関する法律」は非正規職保護や正規職化どころか非正規職をより拡大させた。同法第 4 条(期間制勤労者の使用) ①項「使用者は 2 年を超えない範囲内で期間制勤労者を使用」、②項「使用者が第 1 項但書の事由がないか消滅したにもかかわらず 2 年を超えて期間制勤労者として雇用する場合には、その期間制勤労者は期間の定めのない勤労契約を締結した勤労者」であると規定しているが 2 年になる前に再契約または契約を解約するやり方で整理解雇する。1 年に 1000 万人に達する非正規職労働者が整理解雇されている。大部分の労働者は自分が解雇されているという事実も分かっていない。問題は労働運動陣営の認識も同じだ。

1948 年制憲議会が制定した憲法 33 条に規定する労働 3 権は 70 年経っても守られていない。1991 年国連加入国になって国連事務総長まで輩出した国で、国際労働機構(ILO)が定める結社の原則も守っていない。公務員、教師など公共部門労働者、特殊雇用職労働者の団結権とスト権を制限したり行使できなくしている。民間部門と言っても業務妨害と損害賠償差押などでスト権を違法化したり行使できなくしている。憲法 33 条に反する労働関係法や、特に労働部の行政指針は全部違憲である。そのような行為をする者は、長官でも、検

察、裁判所でも皆な弾劾対象である。

19代早期大統領選挙戦が熾烈だ。去る4月29日、朴槿恵退陣国民行動は大統領選挙の前に23回目のろうそく集会を開いた。週末ごとに人々の熱気があふれた光化門と全国津々浦々のろうそく抗争は朴槿恵の罷免・逮捕と政権交代ムードによって過去のものになった。同時に積弊清算と労働者民衆の生存権問題も押し出された。大統領が変わることのほか、根本的な変化を期待しにくい。労働者民衆の生存権は保守政権が解決してくれない。去る30年間6回の政権を経ながら6000人余りに達する労働者が逮捕された。1996年の金泳三政権当時、労・使・政が参加する労使関係改革委員会(労改委)に「経総【経団連のようなもの】」が資本の立場から提出した労働市場柔軟化と労働法改悪の内容はほとんど貫徹された。朴槿恵政権では実質的に労働3権の武装解除を試みた。韓国が世界化された資本主義体制と軍事的帝国主義の影響下にある限り、国内的に財閥中心の新自由主義経済体制が維持される一どんな政権であっても労働搾取と抑圧は続くだろう。そのため「共同闘争委員会」所属の東洋セメントのキム・ギョンネ、世宗ホテルのコ・ジンス、旭ガラス非正規職のオ・スイル、コルテックのイ・インゲン、ハイテックRCDコリアのキム・ヘジン、現代車蔚山非正規職のチャン・ジェヨンなど6人は「投票を越えて闘争へ」を叫んで高空ハンストろう城を続けている。「整理解雇の撤廃、非正規職の撤廃、労働3権の完全争取」は悪条件の中で食まで断って高空ろう城する労働者の念願であると同時に、この地のすべての労働者の希望である。